

大阪市における災害時に福祉避難所等として
介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)に基づき、大規模な地震などの災害により高齢の要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大阪市(以下、「甲」という。)が、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟(以下、「乙」という。)に対し、加盟している社会福祉法人等の運営する要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの調整・協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本覚書において次のとおりとする。

- (1) 要援護者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、介護保険の要介護度が3以上の人、若しくは要介護度が2以下で、認知症高齢者日常生活自立度 以上の人、若しくは同等の状態にあると認められる人
- (2) 要援護者施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型サービス事業所等の介護保険施設・老人福祉施設
- (3) 福祉避難所 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所《想定する施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型サービス事業所、通所系サービス事業所(入所施設と一体施設を除く)》
- (4) 緊急入所施設 避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設《想定する施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(同一施設内の短期入所や居宅サービスの部分を含む)》

(福祉避難所等の指定)

第2条 甲は、区長が、要援護者施設を福祉避難所等として指定するにあたり、あらかじめ共通の指定条件等の基本事項を、乙と協議、調整を行い、別途、ガイドラインにより示す。

2 甲は、区長に対して、乙は、加盟する要援護者施設等に対して、それぞれ福祉避難所等の指定に係る調整、支援を行う。

(平常時の支援)

第3条 前条第2項に基づき指定を行った、福祉避難所は別表1に、緊急入所施設は別表2にそれぞれ掲げ、指定・廃止を行う度に別表の加除修正を行う。

2 甲及び乙は、常に別表に掲げている施設の把握に努め、必要に応じて区長並びに社会福祉法人等への調整、支援を行うとともに、甲乙間で協議、調整を行う。

(災害発生時の支援)

第4条 災害発生時は、甲は、被災地域における福祉避難所の受入状況の把握に努めるとともに、区内での対応が難しい場合における区本部長(区長)からの受入調整の要請に応じて、乙と協議し、区域(必要に応じて市域)を超えた調整を行う。

2 甲及び乙は、他の府県並びに市町村等から要援護者等の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、乙に加盟する要援護者施設等が受入れるよう努める。

(物資の調達)

第5条 甲は、要援護者等が福祉避難所等において必要な物資の調達に努める。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日(概ね72時間)に必要な、最低限の物資を確保するよう、加盟する要援護者施設等に対して要請を行う。また、甲は、要援護者施設等が確保すべき必要最低限の物資の目安を、乙と協議のうえ、別途、ガイドラインにより示す。

(介護支援者の確保)

第6条 甲は、乙と調整を図り、要援護者施設等が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要援護者等を適切に介護・支援できるよう看護師や介護支援専門員、介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。

2 介護支援者は、区社会福祉協議会等が運営する区災害ボランティア活動支援センターから、地域包括支援センターの調整を通じて、要援護者施設に派遣することを基本とする。また、甲は、要援護者施設が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項について、乙と協議のうえ、別途、ガイドラインにより示す。

(費用の負担)

第7条 甲は、福祉避難所として要援護者の受入れを行った要援護者施設に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。

2 甲は、福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針について、乙と協議のうえ、あらかじめガイドラインにより示す。実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、甲と要援護者施設間で協議のうえ確定することとし、乙は必要に応じて要援護者施設等に対して支援を行う。

3 要援護者施設等が緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

(その他)

第8条 甲は、要援護者の受入れに際して必要となる個人情報の提供並びに管理に係る必要な事項を、別途、ガイドラインにより示す。

2 甲は、前3条の他、各要援護者施設の受入れ可能人数の積算基準等について、区における災害発生時に想定される避難を要する要援護者数とあわせて、乙と協議のうえ、別途、ガイドラインにより示す。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、この覚書を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第11条 この覚書(本覚書に定める指針等を含む。本条において、以下同じ。)に定めのない事項及び本覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の覚書の成立を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市長

乙 大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟
代表理事

災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver.1 (項目)

「福祉避難所」と「緊急入所施設」について

「福祉避難所」と「緊急入所施設」の指定について

「福祉避難所」と「緊急入所施設」について（高齢者）

	「福祉避難所」	「緊急入所施設」
想定される施設	<p>収容避難所の一部区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等 ・老人福祉センター <p>介護・福祉 入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所 ・通所系サービス事業所 <p>（入所施設と一体施設を除く）</p>	<p>介護保険 入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 <p>（同一施設内のショートや居宅サービスのスペースを含む）</p> <p><u>上記施設は、緊急入所施設として必ず協力すること</u></p>
対象者	<p>（共通条件）</p> <p>大阪市の介護保険被保険者</p> <p>一般の収容避難所での生活が困難な在宅の要介護認定3以上の人（若しくは認知症日常生活自立度 以上、障害者認定）</p>	
	<p>収容避難所では対応が難しい日常生活上の常時介助が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的ニーズがある ・介助機器の使用が必要 ・身体的事由により、長時間床面で起居することが困難 ・身体的又は精神的事由により、援助又は見守りが必要 ・他者との集団生活により、精神的に不安定な状態になると危惧される ・個室等収容避難所では用意できない住環境が必要 ・身体的又は精神的負担の少ない環境と一般的な介助・援助があれば日常生活を維持できる 	<p>福祉避難所では対応が難しい常時、専門的介助・援助が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人もしくは介護者の心身の状況が危険な状態に陥る等の緊急性が認められる ・要介護認定__以上相当 <p>= 大阪市指定介護老人福祉施設入所選考指針「基本的評価基準」の評価が75点以上</p> <p>（施設数や想定避難者数に応じ、<u>区で独自に定めることも可</u>）</p> <p>（要介護状態の急激な変化によるものを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の急激な状況変化（介護者の死亡・長期入院等）がある ・家族や地域住民の支援を受けても十分な介護を期待できない
確保すべき定員	<p><u>区別に積算を行う</u></p> <p>（積算方法モデル）</p> <p>=（在宅の要介護3以上の人数 + 日常生活自立度 以上の人数）</p> <p>×（避難が必要となる割合）</p> <p>×（余裕率）</p> <p>-（緊急入所で確保する定員）</p>	<p><u>区別に積算を行う</u></p> <p>（積算方法モデル）</p> <p>=（在宅の要介護__以上の人数）</p> <p>×（避難が必要となる割合）</p> <p>×（余裕率）</p>

入所定員	<p>施設毎に受入れ可能数を算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所毎に共用スペース等の受入れ可能なスペースの面積から人数を算出 想定施設の番号順に定員を確保 	<p>施設毎に受入れ可能数を算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例により、定員を超過して入所させることを可能とする 施設毎に受入れ可能なスペース（共用スペース等を含む）を特定し、最大限の人数を算出（当面、定員の15%を目標に）
受入の判定	<p>区本部から収容避難所に派遣される職員が必要性を判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として一旦、収容避難所に避難 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の連絡会等に参画する専門職も、職員の判定業務を支援 避難所間の移送は、施設・事業所と区本部が連携して対応 	<p>区本部から収容避難所に派遣される職員が措置を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として一旦、収容避難所に避難 区と同一基準により緊急かつ、特例的に現場の施設長判断も可能（要、区本部との連携） 緊急入所の移送は、施設と区本部が連携して対応
受入れ期間	<p>区本部が定める避難所の開設期間による</p> <p>（通常の介護サービスの提供を確保・再開するため、施設・事業所から優先して解除する）</p>	<p>入所期間は、2週間から1か月の範囲で、区本部が決定</p> <p>（状況に応じて、短縮、延長をすることを妨げない）</p>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所にかかる費用は、一部大阪市が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急入所措置は行政が負担
備蓄すべき物品	<p>福祉避難所の定員分を想定して3日分を備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 食糧、医薬品、寝具等 区本部立上げ後、大阪市内で確保 	<p>緊急入所定員分を加算して3日分を備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 食糧、医薬品、寝具等 区本部立上げ後、大阪市内で確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所においては、防災リーダーを指名し、施設・事業所と区本部間の連携を確保 施設・事業所においては、引続き介護サービスの提供を確保できるよう、福祉避難所スペースを捻出 協力施設については公表 	<ul style="list-style-type: none"> 防災リーダーを指名し、施設と区本部間の連携を密にする 既入所者の処遇については、居室の定員の臨時的な変更等を除き、引続き介護サービスの提供を確保 協力施設については公表

「福祉避難所」と「緊急入所施設」の指定について

(1) 「福祉避難所」「緊急入所施設」調査の実施（大阪市危機管理室）

実施時期

- ・平成22年1月18日から3月15日まで

実施の目的

- ・福祉避難所等としての利用の可否を検討するために必要な基礎情報を収集するため

施設としての基本方針

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等については、施設の設置趣旨に鑑み、「緊急入所施設」として、最大限の協力を行う
- ・それ以外の介護・福祉施設については、
 - * 「福祉避難所」として施設全体として協力を行う
 - * 避難所へ職員を派遣する等、人材の提供より協力を行う
 - * 本来の介護・福祉サービスを提供することにより、要援護者の避難所や在宅での生活を支援することにより協力を行う

(2) 施設使用に係る基本覚書の締結

締結主体

- ・大阪市と一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟との間で締結

締結の趣旨

- ・介護・老人福祉施設を、福祉避難所・緊急入所施設としての使用に係り、連盟に加盟施設に対する全市的な調整・協力を依頼

覚書の主な項目

- ・福祉避難所・緊急入所施設の指定に係る指定条件などの事前調整並びに支援
- ・災害発生時における全市的な対応調整の協力
- ・物資及び外部からの介護支援者の確保と調整

覚書に基づくガイドラインの提示

- ・大阪市は、覚書に基づき、ガイドライン（本書）を策定する
- ・策定したガイドラインは、危機管理室及び各区役所と施設との間の協定書の締結に資するため、関係先に提示する

(3) 施設使用に係る協定書の締結

締結主体

- ・危機管理室及び各区役所と、区内にある福祉避難所・緊急入所施設として使用する施設を運営する社会福法人等との間で個別に締結
- ・協定書としては、施設の所在する区と締結という形となるが、大規模災害時においては、市内の他区との間でも同等の効力を有することとする

締結の趣旨

- ・ 介護・老人福祉施設を、福祉避難所・緊急入所施設として指定し、使用することに係る必要な事項を定める

協定書の主な項目

- ・ 福祉避難所・緊急入所施設の指定と、定員の設定
- ・ 災害時の要援護者の受入れと、区本部への状況報告
- ・ 要援護者の移送にかかる協力
- ・ 施設における3日分の物資の備蓄と、その後の区本部による調達
- ・ 外部からの介護支援者の確保と配置
- ・ 費用負担の方法
- ・ 防災リーダーの指名と関係機関との連携

協定書についての区毎の基本事項を定めた個別ガイドラインの策定

- ・ 各区は、大阪市の策定したガイドラインについて、区固有の事情に基づいた補足的に条項を定めた個別ガイドラインを策定できる
- ・ 策定した個別ガイドラインは、施設との間の協定書の締結に資するため、ガイドラインと共に、関係先に提示する

時系列別・機関別 大阪市 災害時要援護者支援プラン（高齢介護関係） Ver.1

時系列区分		平常時	警報・避難指示発令時	災害発生時	
				初動時（区本部体制確立まで）	区本部体制確立後
災害区分	震災時				
	風水害時				
行政	局 市本部	災害時福祉避難所・緊急入所施設使用覚書の締結：施設連盟 ・区対施設間の使用協定締結の推進：区等 標準ガイドラインの提示：区 ・個人情報の取扱い ・被災見込み、避難所収容定数基準 ・物資、防災資機材の必要基準 ・介護支援者の調整・受入れの基本的な流れ ・施設の統一的な耐震基準 等 必要物資（食糧等）の確保計画 ・福祉避難所等への所要物資の調達計画の策定 市民の危機管理意識の向上：市民等 ・市民の防災活動参画に向けた研修実施やマニュアル作成、意識啓発 ・地域防災の備えた寄附文化の醸成	市本部の開設 ・警報・避難指示の発令：全体 ・災害時職員体制の確保・出勤指示 ・区本部への連絡：区本部		市本部の開設 ・災害時職員体制の確保・出勤指示 ・全市的な状況把握、広域的調整 ・区本部との連絡機能の確保：区本部 ・区本部への連絡、指示、指導：区本部 ・関係機関への連絡、助言、指導：関係機関 中長期的、事後的な調整 ・介護保険制度等の災害時減免等の実施 ・福祉避難所にかかる経費の交付（本人負担分の調整を含む）：施設
	区 区本部	災害時福祉避難所・緊急入所施設の指定・使用協定の締結：施設 個別ガイドラインの制定：施設 ・個別支援プラン（個人情報）の取扱い ・被災見込みに基づく避難所収容定員 ・個別の施設で備蓄すべき必要物資・資機材 ・介護支援者の受入れに関する手続きフロー ・施設の耐震判定 ・関係機関連絡先一覧 災害時も想定した受入態勢確保 ・区内の関係機関連携体制の構築：全体 ・災害時職員体制の確保 ・事業者、専門職の組織化の推進：区社協 ・医療機関への後送体制の確立：地区医師会 ・相談窓口・サービス提供体制の確保：関係機関 ・緊急一時保護受入体制の確立：施設 ・地域での防災支援のモデル実施とフィードバック	区本部の開設 ・災害時職員体制の確保・出勤指示 ・施設・自主防災組織への連絡：施設		区本部の開設 ・災害時職員体制の確保・出勤指示 ・区内の状況把握、調整 ・市本部への状況報告：市本部 ・連絡機能の確保：施設・自主防災組織 ・関係機関への連絡、助言、指導：関係機関 避難者の振分け（例外的受入れを含む） ・収容避難所と福祉避難所間の振分け：施設 ・福祉（収容）避難所への移送：施設 ・緊急入所措置の決定
区社協 地域包括支援センター		地域の事業者・ケアマネ等の専門職の組織化：事業者・専門職 ・各々の活動内容の明確化	支援活動への協力要請：事業者・専門職	支援活動への協力要請：事業者・専門職 ・随時協力を要請。活動の後方支援も実施	支援活動への協力要請：事業者・専門職 ・随時協力を要請。活動の後方支援も実施 ・避難者振分け、移送：区本部 外部専門職ボランティアの受入れ調整 ・専門職ボランティアの受入れ、介護支援チームとして施設等への派遣調整：外部ボランティア

時系列区分		平常時	警報・避難指示発令時	災害発生時	
				初動時（区本部体制確立まで）	区本部体制確立後
介護・福祉施設	共通	災害時福祉避難所・緊急入所施設の使用協定の締結：区役所 災害時対応協定の締結：市外施設 災害防災リーダー・サブリーダーの指名 ・司令塔（権限）・地域の窓口 ・災害時の情報伝達・関係機関連携体制の確立 ・施設内の意識向上・研修実施など 施設の耐震・安全確保策 ・施設毎の避難支援プラン策定 ・耐震対策、防災資機材の確保 必要物資（食糧、生活・介護用品、医薬品）の自助的な確保・備蓄 ・自施設の必要物資の備蓄（最低3日分） ・福祉避難所等を想定した必要物資の備蓄 ・防災基金等の設立 自主防災組織（地域）への参画・連携 ・ルール・個別支援プランづくりへの参画 ・要援護者情報の共通把握	施設の安全確保 ・災害防災リーダーを司令塔 ・情報伝達体制の維持・確保 ・職員の確保・出勤指示 避難支援に係る協力：自主防災組織 ・避難指示情報伝達、避難誘導、医療機関後送の協力 施設へ避難してきた者の例外的受入れ ・避難者の実態把握 ・避難者への物資提供 ・受入れ避難者の報告：区本部	施設の安全確認・確保 ・災害防災リーダーを司令塔 ・情報伝達体制の復旧・確保 ・職員の確保・出勤指示 ・施設の被害状況把握・報告 安否確認等での協力：自主防災組織 ・要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導、医療機関後送の協力 施設へ避難してきた者の例外的受入れ ・避難者の実態把握 ・避難者への物資提供 ・受入れ避難者の報告：区本部	施設の運営 ・災害防災リーダーを司令塔 ・情報伝達体制の維持 ・職員の体制の維持 見守り等に係る協力：自主防災組織 ・見守り活動への協力 避難者の移送支援：区本部 ・避難者の福祉避難所等への移送支援
	入所系	緊急入所の受入れ準備 ・区本部の指揮・連絡系統に位置付け ・介護支援チーム等の外部応援の受入れ準備	緊急入所の受入れ準備 ・介護支援チーム等の外部応援の受入れ準備	緊急入所措置の受入れ：区本部 ・区本部の指揮・連絡系統に位置付け ・介護支援チーム等の外部応援の受入・活用 ・緊急入所受入れ、入所者の移送支援 ・受入れ緊急入所者の実態把握と状況報告 ・区本部からの補給物資の受入れ、緊急入所者への物資提供	
	通所系	福祉避難所の開設準備 ・区本部の指揮・連絡系統に位置付け ・介護支援チーム等の外部応援の受入れ準備	福祉避難所の開設準備 ・介護支援チーム等の外部応援の受入れ準備	福祉避難所の開設・運営：区本部 ・区本部の指揮・連絡系統に位置付け ・介護支援チーム等の外部応援の受入・活用 ・要援護者の受入れ、避難者の移送支援 ・受入れ避難者の実態把握と状況報告 ・区本部からの補給物資の受入れ、避難者への物資提供 ・相談窓口の設置に係る協力 ・福祉サービスの提供支援	
自主防災組織		施設等との連携・コミュニケーションの確保 ・特養等施設のある地域 / ない地域（地域を越えた連携が必要） ・施設、居宅介護事業者の参画 ・個別支援プランづくり、要援護者情報の把握 ・地域を基盤とした災害訓練実施			

区における災害時に福祉避難所等として
介護・高齢福祉施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)に基づき、大規模な地震などの災害により高齢の要援護者が避難を余儀なくされた場合に、区(以下、「甲」という。)が、社会福祉法人(以下、「乙」という。)に対し、乙の運営する要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本協定において次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 要援護者 | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、介護保険の要介護度が3以上の人、若しくは要介護度が2以下で、認知症高齢者日常生活自立度 以上の人、若しくは同等の状態にあると認められる人 |
| (2) 要援護者施設 | 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型サービス事業所等の介護保険施設・老人福祉施設 |
| (3) 福祉避難所 | 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所 |
| (4) 緊急入所施設 | 避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設 |

(施設の指定)

第2条 甲は、乙と調整のうえ、大阪市と一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟があらかじめ協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の要援護者及び計画に基づき甲の指定する収容避難所に避難した要援護者等のために、次条に掲げるとおり乙の運営する要援護者施設を指定する。

2 甲は、大阪市に対して、乙は、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟に対して、それぞれ福祉避難所等の指定に係る調整を行うことや支援を受けることができる。

(福祉避難所等)

第3条 甲は、乙の運営する次の施設を「福祉避難所」として指定する。

施設名 デイサービスセンター
所在地 大阪市 区 1丁目2番3号
施設長

2 甲は、乙の運営する次の施設を「緊急入所施設」として指定する。

施設名 特別養護老人ホーム
所在地 大阪市 区 1丁目2番3号
施設長

3 乙は、運営する各施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに地域の行政機関を始めとした関係機関との窓口役を務める。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

4 甲は、福祉避難所等としての指定・廃止した内容を、随時大阪市に対して報告を行うとともに、大阪市から福祉避難所等の指定に係る照会を受けた際は、速やかに報告する。

(福祉避難所等としての受入れ)

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所等への要援護者の受入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは「避難支援プラン(個別計画)」で行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該要援護者等の氏名、住所、生年月日(年齢)、心身の状況(特記事項)
- (2) 緊急時の家族等の連絡先(介助を行う家族と共に避難・入所しない場合)
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 使用する目的と期間

2 前項により通知する事項のうち、使用する期間については、被災の程度により更新することを妨げない。

3 情報の提供にあたっての詳細は、大阪市が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる要援護者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、大阪市個人情報保護条例(平成7年条例第11号)等の関係法令の規定を遵守する。

(要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、計画の定めに応じて、甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

- 第6条 第3条第3項に定める乙の要援護者施設の災害防災リーダーは、要援護者の受入状況について、第4条に基づき受領した書面(「避難支援プラン(個別計画)」を含む)の謄写本に、受入日、施設名、防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りではない。
- 2 乙は、指定を受けた要援護者施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは受入れ可能人数の上限に達した場合(施設の安全確保上、これ以上の受け入れができない場合を含む)は、甲に対して、速やかに報告を行う。
- 3 甲は、指定している福祉避難所等の受入状況を絶えず把握するとともに、その情報を大阪市に対して報告する。また、区内での対応が難しい場合は、大阪市に対して、区域(必要に応じて市域)を超えた受入調整を要請することができる。

(物資の調達)

- 第7条 甲は、大阪市を通じて、要援護者等が福祉避難所等において必要な物資の調達・確保に努める。
- 2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日(概ね72時間)に必要な、最低限の物資を確保するよう努める。また、大阪市は、乙が要援護者施設毎に確保すべき必要最低限の物資の目安を、別途、ガイドライン等により示す。

(介護支援者の確保)

- 第8条 甲は、乙が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要援護者等を適切に介護・支援できるよう看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。
- 2 介護支援者は、区社会福祉協議会が運営する区災害ボランティア活動支援センターから、甲を通じて、乙に派遣することを基本とする。また、大阪市は、乙が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項について、別途、ガイドライン等により示す。
- 3 乙は、大阪市及び一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟を通じて、他の府県並びに市町村等から要援護者等の受入れの要請がなされた場合、受諾するよう努める。また、この場合の取扱いについては、大阪市民の要援護者を受入れる場合に準拠する。

(費用の負担)

- 第9条 甲は、福祉避難所として要援護者の受入れを行った乙に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。
- 2 大阪市は、福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針について、あらかじめガイドラインにより示す。また、実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、乙は、甲との間で協議のうえ確定することとし、一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟は必要に応じて乙に対して支援を行う。

3 乙が、緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

(収容可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所・緊急入所施設の別、受入れ可能員人数、受入れ人数に応じた保有資格別の介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議し、書面により確定する。

2 前項により確定した協議事項は、施設の状況の変化等に応じて、随時、変更の協議を行う。

3 大阪市は、各施設の受入れ可能人数の積算基準等について、区における災害発生時に想定される避難を要する要援護者数とあわせて、別途、ガイドライン等により示す。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面に於て異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第13条 この協定(本協定に定める指針等を含む。本条において、以下同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市 区 1丁目1番1号
区長

乙 大阪市 区 1丁目2番3号
社会福祉法人
理事長

〔 施設名 〕 防災マニュアル

1 目的

このマニュアルは、〔施設名〕において地震災害等の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〔施設名〕に勤務する職員及び居住又は出入りするすべての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者(総括責任者)は、〔施設名〕における地震災害等による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも情報を入手できるように準備し、大阪市危機管理室の「災害関連情報ホームページ」や大阪防災ネット(大阪市)のホームページ等の災害関連情報の登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、地震災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務

(1) 各班の任務

ア 総括責任者

- ・避難の判断等防災対策にかかる指揮するほか、全体の総括管理を行う。

イ 情報収集・連絡班

- ・気象・災害の正確な情報(各地の被災状況、交通情報やライフラインの状況を含む)を収集し、総括責任者に伝達する。
- ・職員への連絡や職員・家族の安否確認を行う。
- ・関係機関との連絡調整を行う。
- ・地域住民・ボランティア団体・近隣の社会福祉施設等への救援の要請や活動内容について調整を行う。
- ・避難・被災状況を集約し、適宜、区役所・消防署等に連絡する。

ウ 救護班

- ・負傷者が出た場合には、負傷者への応急処置を行い、状況に応じて病院への移送など負傷者の救出にあたる。

エ 安全対策班

- ・火の元の確認及び初期消火にあたる。
- ・利用者の安全確認及び施設、設備の被害状況の確認を行う。
- ・利用者への状況説明及び利用者の避難誘導を行う。また、状況に応じて、利用者の家族への引き渡しなども考慮する。

(2) 職員の役割分担

【役割分担表については別紙1のとおり】

7 連絡体制

(1) 職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

【職員防災連絡体制一覧及び緊急連絡網については別紙2のとおり】

(2) 関係先の緊急連絡先一覧

【防災関係機関等緊急連絡先一覧表については別紙3のとおり】

(3) 職員の参集

ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。

イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、総括責任者の指示に基づき行動する。

【職員招集・参集基準については、別紙4のとおり】

(4) 施設利用者の情報

避難時に対応できるように利用者の情報を一覧表にして保管する。

【施設利用者情報一覧表については、別紙5のとおり】

8 避難等の判断

(1) 施設の休業判断

- ・通所施設（デイサービス）における休業判断

（例）暴風雨警報等が発令された場合など

- ・休業判断時の利用者への連絡方法

（例）利用者宅へ電話連絡、メール、掲示方法等

(2) 避難の判断

- ・市及び区の防災担当等から避難に関する情報を得た場合や施設や施設周辺において普段と異なる状態になった場合

(例) 地震(津波)の場合

- ・地震発生後は、ただちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。
- ・津波警報が発表された場合は、急いで高い場所(施設の3階以上)に避難する。

9 避難方法

(1) 避難手段

ア エレベータ

ストレッチャー 担架 車いす ベッドごと

イ 階段

徒歩(歩行可能者) 担架搬送 いす搬送 背負い搬送

ウ 施設外

徒歩(歩行可能者) 車いす 介護用自動車

避難手段については、利用者の心身状況に応じた対応を行う必要がある。

(2) 避難場所及び避難経路

ア 施設内

施設内に避難する場合の避難場所及び避難経路は、【別紙図1】のとおりとする。

イ 施設外

施設外に避難する場合の避難場所及び避難経路は、【別紙図2】のとおりとする。

(3) 避難場所での対応

病院及び他施設

利用者が体調を崩した場合には、協力病院や協力できる施設に連絡調整を行い、入院・入所の協力を依頼する。

【協力病院、協力施設の連絡先は、防災関係機関等緊急連絡先一覧表に記載】

10 事前準備・安全対策

(1) 食糧等備蓄品の準備

災害避難時において、救援物資が届くまでの間を施設内で対応できるよう、3日間程度の食糧品等を備蓄する。

【備蓄品リストについては、別紙6を参照して作成】

(2) 施設・設備の点検

施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、施設の安全対策チェックリストにより定期的に点検を行い、安全対策を図る。

【施設・設備の安全対策チェックリストについては別紙7・8のとおり】

(3) 施設周辺の点検

施設周辺の環境等について、災害時に影響を及ぼすおそれがないか施設周辺チェックリストにより定期的に点検を行い、安全対策を図る。

【施設周辺チェックについては別紙9のとおり】

1.1 地域等との連携及び協力体制

- ・災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における施設入所者及び地域住民の避難等において協力を行う。
- ・災害時協定に（仮称）に基づき、〔施設名〕と災害時の対応について協力する。

1.2 防災教育及び訓練

(1) 防災教育

ア 施設管理者は、年1回以上防災教育を実施する。

(2) 防災訓練

ア 施設管理者は、年2回以上防災訓練を実施する。

イ 防災訓練については、年1回以上地震災害を想定した訓練を実施する。

ウ 防災訓練については、関係機関はもとより地域住民等にも協力及び参加も得るよう努める。

エ 訓練を行った実施内容は、記録・整理したうえで検証を行い、マニュアルに反映させる。

【訓練用災害時行動手順チェックシートについては、別紙10のとおり】

1.3 「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての運営

【福祉避難所・緊急入所施設 設置運営マニュアルを参照】

福祉避難所・緊急入所施設<高齢者施設>の受入人員算定要領

本要領により算定する受入人員については、施設のスペース・設備状況により算定するものです。

災害発生時に福祉避難所等を開設する場合の受入人員については、本要領による算定結果を基に、国等の運用通知、施設の被災状況、人材・物資の確保状況等を総合的に勘案した上で、受入人数を決定することとなります。

1 1人当たりの必要面積

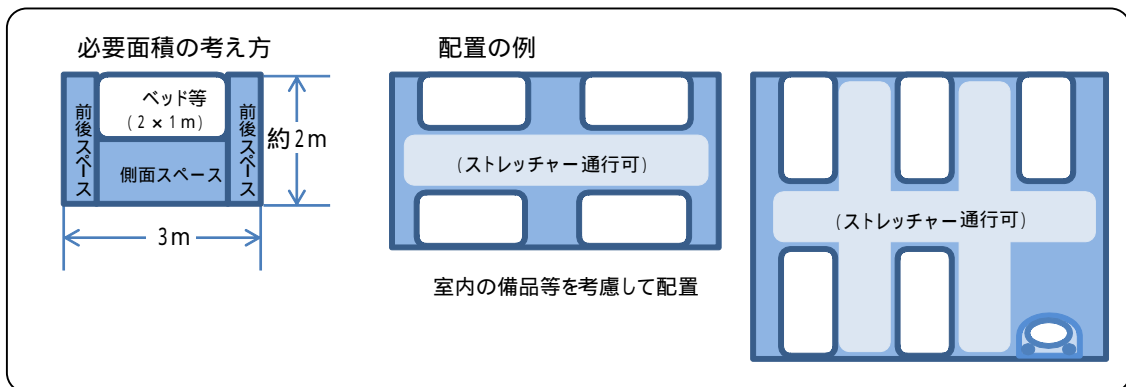
「1人当たりの必要面積」の考え方として、6平方メートル程度を目安とする。

<考え方>

- 内 訳 + + 6 m²
- シングルベッド等の 長さ2m×幅1m = 2 m²
 - ベッドの周りの介護スペース及び通路
 - ・ ベッド側面 長さ2m×幅約1m 2 m²
 - ・ ベッド前後 縦2m×横0.5m×2 (頭側及び足側) = 2 m² 前後のスペースは、両隣と併せて1m確保する。
側面のスペース幅は、ストレッチャーの通行が可能となるよう確保する。

比 較

- 認知症高齢者グループホームの床面積基準 7.43平方メートル以上
- 各市町村における福祉避難所の床面積 2~4平方メートルが多い
- 4平方メートル÷面積の有効率0.7 (収容避難所と同じ) 6平方メートル



2 施設別の考え方

次の考え方を基本とし、各施設の実情に応じて算定を行う。

(1) 福祉避難所の場合

ア 入所施設

共有スペースの使用を基本として、各受入スペースの床面積を「1人当たりの必要面積」で除して算出する。

- 静養室(一時介護室)、集会室(談話室、娯楽室、居間、応接室)
 主な受入スペースとして全スペースを使用
- 食堂、機能訓練室 それぞれ機能を確保し、1/2のスペースを使用

- その他として会議室など
(3)共通(注意事項等)を留意の上、可能な限り受入スペースとして使用
- 廊下 突き当りスペースやロビーなど人通りが少ない場所に限り使用
養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームの居室は個室であるため算定対象とはしないが、災害発生時において入所者の了承が得られた場合には使用することができるものとする。

イ 通所施設

原則、入所施設に準じて算定する。

- 災害発生時においても、施設使用ニーズに対応する必要がある施設については、最低限の機能確保を図ったうえで受入スペースを検討する。
通常のサービスの再開状況(通所者の状況)に応じ、次のとおり受入人数(定員)の減員を行う。
減員の考え方：通所者(1人当たりの面積基準：食堂・機能訓練室の合計面積3㎡)
2人に対し福祉避難所の受入人数(1人当たりの必要面積：6㎡)
1人減員する。

(2) 緊急入所施設の場合

確保する受入人員の目標数

下記「受入スペース捻出の優先順位」に基づき算出する。

ただし、定員(ショートを除く)の15%(ガイドライン(覚書、協定書に記載)の当初目標数値)を最低基準として、その2倍(定員の30%)を上限とする。

<定員の上限について>

南海トラフ巨大地震の避難者想定が大幅に増加したことによる。

上町断層 34万人 南海トラフ 82万人(2.4倍)

モデル的に人数算定を行った結果、スペース確保は当初想定を上回ることが判明。

受入スペース捻出の優先順位

順位 居室(療養室)の増員(2人部屋以上を対象とする)

- 2人部屋 1人から2人確保
- 4人部屋 1人から2人確保

ただし、1人当たり6平方メートル程度を確保した上で、配置が可能かどうかを精査する。

個室は算定対象とはしないが、災害発生時において入所者の了承が得られた場合には使用することができるものとする。

順位 共有スペースの使用

各受入スペースの床面積を「1人当たりの必要面積」で除して算出する。

- 特別養護老人ホーム
 - ・静養室 主な受入スペースとして全スペースを使用
 - ・食堂、機能訓練室 それぞれ機能を確保し、1/2のスペースを使用
 - ・その他として会議室など

(3)共通(注意事項等)を留意の上、可能な限り受入スペースとして使用

- 介護老人保健施設
 - ・ 食堂、機能訓練室 それぞれ機能を確保し、1 / 2のスペースを使用
 - ・ 談話室（レクリエーションルーム） 主な受入スペースとして全スペースを使用
 - ・ その他として会議室など

(3)共通(注意事項等)を留意の上、可能な限り受入スペースとして使用
同一施設内の通所系サービス事業所、ショート及び居宅サービス事業所については、順位 ・ にて算出を行っても目標数を達成しない場合等においては、緊急入所スペースとして算定を行うことができる。

(3) 共通（注意事項等）

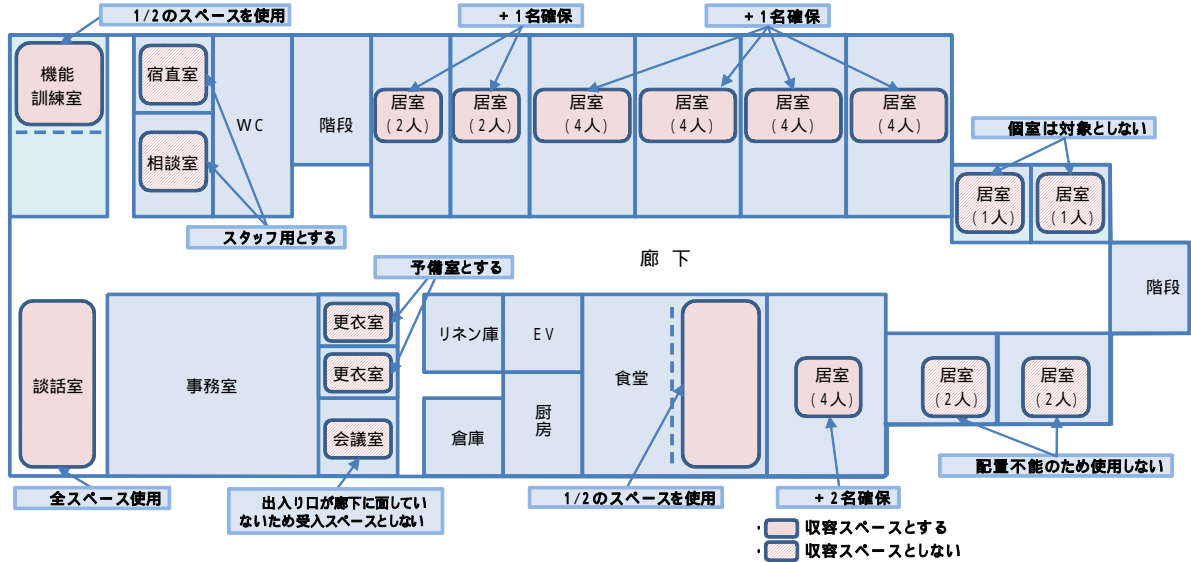
- 原則として、面談室や小会議室、更衣室などの個室スペースについては、介護員の宿泊スペース及び受入者が個室を使用する必要が発生した場合の予備室とし、算定対象としない。
- 食堂について、個室配膳での対応が可能な場合などについては、1 / 2以上のスペースの使用を検討する。
- 受入スペースの検討に際しては、多機能トイレの配置を考慮する。（例：多機能トイレに近い部屋を優先使用する。多機能トイレの無い階はスタッフ用とする。）
- 重度の要介護者を受入れる緊急入所施設等については、介護員の配置・運用を考慮して受入スペースの検討を行う。（例：受入スペースを特定の階に集約する。職員詰所付近を優先して使用する。）
- 救援物資の置場や専門ボランティアの受入室など、一定の余裕スペースを確保する。
- 浸水想定地域に該当する対象物では、1階の使用について留意する。（例：1階が使用できない場合の受入プランを検討する。1階の代替えスペースの確保を行う。）
- 受入スペースの出入り口について、一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

3 その他

本要領により算定した受入人員については、両方で協議し、図面等で確定の上、両者で保管する。

算定例(緊急入所施設:4階建)

収容スペースの検討(3階)



検討結果: 定員120人(ショート除く)

設 備	居室(1人)	居室(2人)	居室(2人)	居室(4人)	居室(4人)	食堂	機能訓練室	談話室	更衣室等	小計	他3階 小計(詳細省略)			合計
	約11㎡	約22㎡	約27㎡	約44㎡	約50㎡	約60㎡	約37㎡	約37㎡			1階	2階	4階	
部屋数等	2部屋	2部屋	2部屋	4部屋	1部屋	30㎡(1/2)	18㎡(1/2)	37㎡	5部屋		+			
定 員	2人	4人	4人	16人	4人					30人		22人	34人	34人
算定数	0人	0人	2人	4人	2人	5人	3人	6人	0人	22人		8人	22人	16人

受入人員算定

緊急入所施設の受入人員算定の考え方、「定員の15% 受入人員 定員の30%」から、次のとおり算定。

定員 の15%	定員 の30%	算定数合計	受入人員
18人	36名	68名	

受入については、2・3階を中心に行う。(ただし、津波浸水が想定される地域については、3階以上を活用することが望ましい。)
 4階は、浸水時の代替スペース及び職員用スペースとする。
 受入に当たっては、居室を優先して使用する。
 居室以外のスペースは、談話室 食堂 機能訓練室の順で使用。

**災害時要援護者支援プラン ガイドラインに関する
(福祉避難所等の具体設置・運営に関する)Q・A集**

1. 受入体制について

質 問	回 答
災害が起こった場合の連絡先について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種類によらず、自主防災組織を通じて、区災害対策本部等へ報告を行うことを基本とするが、これによりがたい場合は区災害対策本部へ直接連絡を取ることも可能とする。 ・ 電話等が通じない場合の連絡方法については、各施設が防災マニュアルで定める。
福祉避難所としての施設のマニュアル整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設等防災マニュアルの中に「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル Ver1.0」を掲載している。 ・ また、施設の防災マニュアルについては、地域防災活動アドバイザーが作成支援を行っている。
受け入れ人数の算定方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設等防災マニュアルの中に掲載している「福祉避難所・緊急入所施設<高齢者施設>の受入人員算定要領」により、施設の現状に応じ、あらかじめ受け入れ可能人数について、区と施設との間で協議を行う。 ・ 災害発生時の実際の受け入れ人数は、その時の施設の状況により判断する。
福祉避難所に指定した施設に直接避難された方の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的に受け入れ、避難者については区災害対策本部へ報告を行う。
福祉避難所に関しての区のガイドライン作成及び災害時の具体的な対応策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区は、大阪市の策定したガイドラインについて、区固有の事情に基づいた補足的に条項を定めたガイドラインを策定できる。（「災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver1.0」より） ・ 災害発生からの時間経過に応じた対応については、「時系列別・機関別大阪市災害時要援護者避難支援プラン（高齢介護関係） Ver1.0」に記載。 ・ 区ごとの地域防災計画については、現在策定を行っている。
運送手段の確保や運送手段について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所間の移送は、施設・事業所と区災害対策本部が連携して対応する（「災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver1.0」より）ため、訓練等を通じて体制の検討を行う。 ・ リヤカーなどの配備もしくは配備を検討している区役所

	<p>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設に搬送手段がある場合には負担とならない範囲で協力を依頼する。
他区・他都市への受け入れ態勢の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内での対応が難しい場合には、市災害対策本部が区域（必要に応じて市域）を超えた受け入れ調整を行う。 ・ 市本部の機能回復が遅れている場合や、地理的に区外の施設の方が近くて、安全で移送もやりやすい場合は、区本部間で調整を行う。
医療との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での防災訓練への各関係機関への参加の呼び掛けなどに取り組むとともに、施設のマニュアル作成の中で医師会・医師との連携について検討を行う。
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において、要援護者の要介護状態の急激な変化や介護者の急激な状況変化（介護者の死亡・長期入院等）に対応するために緊急入所施設としての入所定員を確保しておくことが必要であるため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（同一施設内のショートや居宅サービスのスペースを含む）は、原則として、緊急入所施設としての協力をお願いしている。（「災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver1.0」より）
通所施設の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所として、各施設で対応可能な内容を協議し、区役所との協定を進める。 ・ 特別養護老人ホームに併設されているデイサービスは緊急入所施設として優先する。

2. 人材について

質 問	回 答
運営要員や介護支援者等の人材の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員による対応はもとより、赤十字奉仕団や他自治体、市・区ボランティア活動支援センターなどによる人的支援による対応を行う。 ・ 市・区は、看護師や介護専門調査員、介護福祉士等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるとともに、災害時には区社会福祉協議会等が運営する区災害ボランティア活動支援センターから、区災害対策本部を通じて、要援護者施設に派遣することから、訓練等を通じて体制の検討を行う。 <p>（覚書：第6条第1項・第2項、協定書：第8条第1項・</p>

	第2項)
福祉避難所等における介護支援者の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定」に基づき、大阪府域で災害が発生した場合、区災害対策本部で各区の介護支援者数を取りまとめて、市社協災害対策本部から、近畿ブロック幹事社協へ看護師、介護福祉士等の有資格者の社協職員やボランティアの派遣を要請する。
夜間に災害が発生した際の職員の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防災マニュアルで夜間の場合の体制を決めておく。 ・災害発生後、入所者や建物の安全確認及び人員確保ができた後、準備が整い次第開設するため、夜間等の職員の確保が困難な時点での開設は行わない。
ケアマネージャー・地域包括支援センターの判断力アップについて	<ul style="list-style-type: none"> ・区本部から収容避難所に派遣される職員が必要性を判定、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の連絡会等に参加する専門職も、職員の判定業務を支援する。(「災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver1.0」より) ・地域包括支援センターの職員等に対して、期待される役割を明確にしたうえで、研修等を通じてその役割についての啓発を行い、地域での訓練等を通じて体制の検討を行う。

3. 費用について

質 問	回 答
費用負担の明確化について	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用を受けた場合は、概ね10人の要援護者に1人の介助員等の経費、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーテーション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等消耗機材の費用については国庫負担を受けることができる。 ・なお、それらの消耗機材以外の備品等については、市災害対策本部が厚生労働省と協議を行う。(大阪市が負担し、国に費用を請求する。) ・事業所が普段から備蓄している物資を福祉避難所が開設された際に使用した場合や、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて公費で負担するものとする。 ・災害発生前は対象外。
介護保険の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著

	<p>しい損害を受けた場合、介護保険法の規定による保険料の減免、介護保険利用者負担減免の適用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に緊急避難対応したことにより施設定員の超過については、東日本大震災でもあったように、国通知により状況に応じた対応ができるものと見込まれる。
--	--

4. 物資について

質 問	回 答
<p>備蓄物資関連について（費用・種類、支給手順、リストや業者あっせん）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として必要な支援物資は、区災害対策本部を通じて要請し、必要に応じて市災害対策本部を通じて避難所へ支給することになる。 ・避難所として開設されれば、区災害対策本部が赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て救援物資、備蓄物資等の供給を行う。 ・通常のストックを増やすなどして、区の機能回復までの所要の時日（概ね 72 時間）に必要な最低限の物資確保に努めていただく。 ・事業所が普段から備蓄している物資を福祉避難所が開設された際に使用した場合や、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて公費で負担するものとする。（再掲） ・福祉避難所開設に必要な物資については 10 万円を上限に本市で事前に配備。（食料は消費期限があるため、備品を配備。） ・備蓄品リストは高齢者施設等防災マニュアルに記載。 ・MCA 無線の増設については、現状では使用できる周波数の関係で難しいが、今後の検討課題としたい。 ・本市が契約した業者についてはお知らせできる。
<p>備蓄物資の保管場所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のストックを増やすなど工夫をしていただき対応をお願いしたい。 ・場所をとるものについて、入所者の部屋などを備蓄物資の倉庫として使うのであれば、用途変更の届けが必要。

5. 地域とのかかわりについて

質 問	回 答
地域の各種団体・組織との情報共有、連携について	<ul style="list-style-type: none">・施設や地域、各種団体、区役所間の相互の働きかけが必要。・地域防災活動アドバイザーが地域での取組みの支援を進めている。

6. 研修について

質 問	回 答
市内の先駆的事例等の共有化について	<ul style="list-style-type: none">・地域での自主防災活動支援は地域防災活動アドバイザーがおこなっており、各区での取組みを集約し事例の共有化を図る。
研修会の開催について	<ul style="list-style-type: none">・地域防災活動アドバイザーが各施設での研修の支援を行っている。

7. 広報について

質 問	回 答
福祉避難所の場所の周知について	<ul style="list-style-type: none">・市のホームページ、マップナビ大阪（地図情報サイト）、各種防災マップへの掲載、地域での訓練を通じての周知が考えられるが、公表の考え方、各区での取組方針、対象施設との協定の締結状況を踏まえ、周知を図っていく。

8. その他

質 問	回 答
地域内のその他の施設との協定締結について	<ul style="list-style-type: none">・対象者（例：園児、児童など）に特化した避難所としての役割は必要であり、協定の締結を進めていく。

本マニュアルの改訂状況等

- ・平成 23 年 7 月 Ver1.0 作成
- ・平成 25 年 4 月 Ver2.0 へ改訂
<内容> 災害時要援護者支援プラン ガイドラインに関する Q・A 集を追加(掲載)
- ・平成 26 年 3 月 Ver2.5 へ改訂
<内容> 福祉避難所・緊急入所施設<高齢者施設>の受入人員算定要領を追加(掲載)

【Ver1.0 編集後記】

大阪市災害時要援護者避難支援計画策定に並行して福祉施設用の防災マニュアルを作成することになったものの福祉施設は、種別も対象者も幅広く、汎用マニュアル作成に苦慮していました。そこへ、予ねてより防災対策に取り組んでおられた大阪市老人福祉施設連盟から、「まず、高齢者施設向けのマニュアルから作りませんか。」との呼びかけをいただき、検討会を立ちあげたのが平成 21 年 10 月。議論を重ねるにつれ、最初から十分なものを作ろうと意気込んでも無理と悟り、先例から学び想像力を最大限働かせて関係者の知恵を結集し作成するしかないと確信。スピード感を持って！と叱咤を受けつつ進めていたところに、東日本大震災発生。それまで津波対策について議論していなかったことに気づき、災害への備えに、完璧はありえない、常に想像力を働かせ絶えず進化させるのみと改めて痛感しました。10 回の協議、検討を経て、何とか Ver.1.0 としてまとめることができました。

津波対策をはじめ、不十分な点も多々あり、引き続き関係者の皆様方のご意見等をお聞きしながら、よりよいものへ改訂してまいりたいと考えています。

また、高齢者施設・介護事業所以外の施設にもご活用いただき、市民の皆様の安全・安心を守る日頃からの取り組みにお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、検討会に参画いただいた大阪市老人福祉施設連盟の皆様、ご協力いただいた大阪市社会福祉協議会及び関係諸機関の皆様、本当にありがとうございました。

そして、これからもよろしくお願ひします。

参考文献

- ・「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」 平成 18 年 3 月 石川県健康福祉部
- ・「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」 平成 22 年 1 月 山口県健康福祉部
- ・「介護保険施設等における地震防災対策マニュアル作成の推進について」
平成 17 年度 大阪府健康福祉部高齢介護室施設課
- ・「福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン【地震対策編】」
平成 21 年 3 月全国社会福祉施設経営者協議会
- ・「土砂災害対応マニュアル作成の手引き」横浜市 平成 22 年 1 月

【災害時要援護者支援プラン検討会メンバー（Ver1.0 策定）】（順不同、敬称略）

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	業務執行理事	新田 正尚
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	孫 貴司
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	石井 順一
危機管理室	自主防災企画担当課長	小西 一功
健康福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課長	田丸 卓嗣
健康福祉局 高齢者施策部	在宅支援担当課長	植村 益子
健康福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課長代理	橋本 昌明
健康福祉局 高齢者施策部	高齢施設課長	小出 正人
健康福祉局 高齢者施策部	介護保険課長	石田 勉
健康福祉局 高齢者施策部	事業者指導担当課長	中田 恵之

【Ver2.0 編集後記】

災害への備えに、完璧はありえない、常に想像力を働かせ絶えず進化させるのみと痛感し、バージョンアップを前提として、平成23年7月にVer1.0として作成し、各施設と福祉避難所、緊急入所施設としての協定締結に向けて話を進めさせていただいた結果、ご理解・ご協力を賜り、平成25年3月末現在で、194施設と協定締結に至ったところです。

しかしながら、話を進めていく中で、当初予想していたもの、予想していなかったもの、本当に様々な課題が浮かび上がってきました。そこで、検討会を再開し、4回の協議、検討を経て、何とか福祉避難所等の具体設置・運営に関するQ・A集を追加し、Ver.2.0へとバージョンアップすることができました。

まだまだ、不十分な点も多々あり、引き続き関係者の皆様方のご意見等をお聞きしながら、さらによいものへ改訂してまいりたいと考えています。

また、高齢者施設・介護事業所以外の施設にもご活用いただき、市民の皆様の安全・安心を守る日頃からの取り組みにお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、検討会に参画いただいた大阪市老人福祉施設連盟の皆様、ご協力いただいた大阪市社会福祉協議会及び関係諸機関の皆様、本当にありがとうございました。

引き続き、これからもよろしくお願いいたします。

【災害時要援護者支援プラン検討会メンバー（Ver2.0改訂）】（順不同、敬称略）

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	業務執行理事	新田 正尚
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	石井 順一
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	西村 毅
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	羽柴 誠一
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	総務部長	山中 成郎
東淀川区役所	市民協働課担当係長	渡邊 政彦
西淀川区役所	市民協働課担当係長	松井 久仁夫
天王寺区役所	市民協働課担当係長	池田 彰
生野区役所	市民協働課長代理	太田 修
生野区役所	市民協働課	佐々木 眞一
東住吉区役所	市民協働課担当係長	得能 邦彦
危機管理室	自主防災企画担当課長	三田村 珠央
危機管理室	災害対策担当課長代理	松本 勝也
危機管理室	危機管理課担当係長	大下 正芳
危機管理室	危機管理課担当係長	横田 英之
福祉局 総務部	総務課長代理	木村 秀世
福祉局 総務部	総務課担当係長	森 和俊
福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課長	小倉 雄三
福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課担当係長	浅野 健
福祉局 高齢者施策部	在宅支援担当課長	藪本 初音
福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課担当係長	仲間 いずみ
福祉局 高齢者施策部	高齢施設課長	久我 秀人
福祉局 高齢者施策部	高齢施設課副参事	大野 一世
福祉局 高齢者施策部	介護保険課長	石田 勉
福祉局 高齢者施策部	介護保険課担当係長	笹田 恭司
福祉局 高齢者施策部	事業者指導担当課長	中田 恵之
福祉局 高齢者施策部	介護保険課担当係長	佐藤 正一

【Ver2.5 編集後記】

平成 23 年 7 月に Ver1.0 として作成し、各施設と福祉避難所、緊急入所施設としての協定締結に向けて話を進めさせていただいた結果、ご理解・ご協力を賜り、平成 25 年 12 月末現在で、228 施設と協定締結に至ったところです。

大阪府において南海トラフ巨大地震の被害想定が公表され、スピード感を持ち、バージョンアップが求められていることから、まずは、福祉避難所・緊急入所施設<高齢者施設>の受入人員算定要領を策定、本マニュアルへ掲載し、Ver.2.5 へとバージョンアップすることとしました。

今後、引き続き関係者の皆様方のご意見等をお聞きしながら、津波対策など本マニュアルの充実を図り、Ver3.0 へと改訂してまいりたいと考えています。

また、高齢者施設・介護事業所以外の施設にもご活用いただき、市民の皆様の安全・安心を守る日頃からの取り組みにお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、検討会に参画いただいた大阪市老人福祉施設連盟、大阪市社会福祉協議会及び関係諸機関の皆様、本当にありがとうございました。

引き続き、これからもよろしくお願いいたします。

【災害時要援護者支援プラン検討会メンバー (Ver2.5 改訂)】(順不同、敬称略)

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	業務執行理事	新田 正尚
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	石井 順一
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	西村 毅
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	理事	羽柴 誠一
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	総務部長	山中 成郎
都島区役所	市民協働課担当係長	中尾 博行
港区役所	協働まちづくり支援課担当係長	岡本 恭浩
浪速区役所	市民協働課担当係長	萩原 誠
生野区役所	市民協働課担当係長	山中 一弘
東住吉区役所	未来戦略課担当係長	上杉 光浩
危機管理室	自主防災企画担当課長	三田村 珠央
危機管理室	参与	黒田 和伸
危機管理室	危機管理課長代理	岩本 典子
危機管理室	危機管理課担当係長	井本 登己彦
福祉局 総務部	総務部総務課長	坂田 洋一
福祉局 総務部	総務課担当係長	福原 範彦
福祉局 高齢者施策部	高齢者施策部高齢福祉課長	小倉 雄三
福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課担当係長	佐藤 正一
福祉局 高齢者施策部	在宅支援担当課長	藪本 初音
福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課担当係長	仲間 いずみ
福祉局 高齢者施策部	高齢施設課長	久我 秀人
福祉局 高齢者施策部	高齢施設課副参事	島本 直之
福祉局 高齢者施策部	介護保険課長	石田 勉
福祉局 高齢者施策部	介護保険課担当係長	石谷 知之
福祉局 高齢者施策部	事業者指導担当課長	間 孝之
福祉局 高齢者施策部	介護保険課担当係長	小山 博季

福祉避難所等の定員算定にかかるワーキンググループメンバー

【福祉避難所等の定員算定にかかるワーキンググループ オブザーバー】(敬称略)

都島区社会福祉施設連絡会 副会長 佐野 正博

福祉避難所等の協定締結状況(行政区別)

区	介護・高齢者福祉施設	障がい児・者施設	その他施設	計
北区	5	0	0	5
都島区	9	2	0	11
福島区	1	0	1	2
淀川区	2	4	0	6
東淀川区	15	2	0	17
此花区	5	2	0	7
港区	12	9	0	21
大正区	5	0	0	5
西淀川区	5	4	0	9
中央区	1	0	0	1
西区	4	0	0	4
天王寺区	3	1	0	4
浪速区	5	2	0	7
東成区	5	1	0	6
生野区	10	1	0	11
旭区	8	3	0	11
城東区	0	27	0	27
鶴見区	2	0	1	3
阿倍野区	7	1	0	8
住之江区	8	0	0	8
住吉区	20	12	0	32
東住吉区	8	2	0	10
平野区	8	2	0	10
西成区	3	0	0	3
合計	151	75	2	228